

避難所運営に係る環境改善基準

令和8年8月14日
県・市町村担当職員による防災対策研究会

1 目的

災害時の避難所環境の悪化に伴う災害関連死の発生を防ぐため、避難所における被災者の生活環境の改善に当たっての基準目標を定める。

2 基本方針

(1) 対象

震度6以上の大地震の発生や大雨災害の長期化等により、県や市町村が開設した公的な避難所への長期滞在（概ね3日超過）が見込まれる場合、住民の健康維持のため本基準により避難所環境の改善を図るよう努める。また、短期滞在時の避難所、住民が自主的に開設した避難施設（支え愛避難所）及び在宅避難者の生活環境についても、可能な範囲で情報把握や生活環境水準の向上を図るよう努める。

(2) より良好な生活環境の確保及び移行

避難生活から早期に脱却するため、避難所解消に向けたロードマップを定め、仮設住宅等のより良好な生活環境を有する居住施設の確保及び避難者の早期移行を図る。特に、災害時要支援者については、福祉避難所や借上ホテル等への移行を優先的に調整する。

(3) 実施主体

避難所の主たる開設運営主体である被災市町村だけでなく、県が資機材調達及び人的支援について自治体（県外を含む）、国、NPO等の支援組織などの広域支援調整を行い、避難所の環境改善を実施する。なお、環境改善に当たっては、住民から意見を聴取するよう努める。

災害対策基本法

（避難所における生活環境の整備等）

第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与し、避難者の数、避難所の生活環境その他の避難所の運営状況に関する情報を把握するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

※「災害応急対策責任者」（51条）：指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関・指定地方公共機関、公共的団体（*1）、防災上重要な施設の管理者（*2）

（避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮）

第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に関する情報を把握するとともに、これらの者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(4) 環境改善の時期

県及び市町村は、地震の規模や被害状況等により長期の避難所開設が見込まれると判断される場合、避難者等の健康確保のため、トイレ、食事、就寝等避難所の生活環境を24時間以内に確保することを目標とする。ただし、人命救助のタイムリミットである72時間以内においては人命救助等を優先対応し、住民等による自主運営の確立を図りつつ、対応できる範囲内での環境確保を図る。

(5) 災害フェーズに即した方策

避難所環境改善にあたっては、被災地のライフライン状況及び避難者の態様を踏まえ、災害のフェーズに即してその時点で取り得る最善の方策を実施する。

〔災害のフェーズ〕

- ・初動期（発災後概ね72時間）：災害発生直後で生命維持の観点で応急的に体制・物資を整える時期
- ・応急対応期（災害より一定期間経過後）：避難生活が長期化し、仮設住宅などへ移るまでの間の避難所での生活環境向上を図る時期

3 避難所の環境指標

避難所環境の改善にあたり以下の通り基準目標を定める。なお、目標に限らず、避難所環境に応じて必要な生活環境の向上を図る。

(1) 居住スペース・就寝環境

【基準目標】避難者1人当たりの居住スペース3.5㎡程度を確保

＜初動期・応急対応期＞

○建物の有効面積当たり 3.5㎡で算定した収容定員以内の避難者数となるよう調整する。（収容定員を上回

る場合、避難所の追加開設や避難所間の移動等を措置)

【基準目標】プライバシー確保のためのテント・パーティション等を配置

<初動期・応急対応期>

○プライバシー確保のため、長期避難が予測される場合は避難所開設当初から、テント・パーティション等を配置して、避難者ごとの居住スペースを確保する。(パーティション1張あたり2名を基本単位として世帯ごとに配分、単身世帯は相部屋とはせず1張を配分)

【基準目標】避難者1人ごとにベッド等を配備し就寝環境を確保

<初動期・応急対応期>

○就寝環境の水準を担保するため、長期避難が予測される場合は避難所開設当初から、県・市町村保有の簡易ベッド及び毛布を避難者各人に配備する。

○県・市町村保有の簡易ベッド・テント・パーティション等が不足する場合、協定事業者や国等から、早急に生産可能な段ボール製のものを含め調達する。

<応急対応期>

○簡易ベッド及び毛布に加え、国・事業者等からマットレス等の就寝器具を調達・配備し、就寝環境の一層の向上を図る。

※テント・パーティション、簡易ベッドについては、長期避難が予想される場合は避難所開設当初から配置することとするが、避難者が多くプライバシーの確保が必要な場合や、各資機材を避難所で保管し迅速な配置が可能な場合など、状況に応じて短期の避難であっても可能な限り配置することが望ましい。

避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）（内閣府）

II 避難所の運営（発災後）

(1) 基幹業務

1 2. 寝床の改善

ポイント：避難者には、開設時からパーティション・簡易ベッドの確保を目指す

エコノミークラス症候群を引き起こす血栓の発生防止のため、定期的に体を動かす、弾性ストッキング（エコノミークラス症候群を防止するためのくつ下）を導入する等、寝床の充実と併せて、健康被害の抑制に努めましょう。また、生活不活発病防止のためにも、立ち上がりやすいベッドの導入は効果的です。スフィア基準においては、1人当たり最低3.5㎡の居住スペースとすることが示されており、避難所開設時からパーティションを設置して居住スペースを確保しましょう。

(2) 寒暖対策

【基準目標】室温を18℃～28℃に維持

<初動期>

○施設の断熱、冷暖房の有無、避難者数等の状況を踏まえ、快適に過ごせる室温を確保できるよう、追加の冷暖房器具を配備する。資機材の配備にあたっては、施設の保有する器具等を活用するほか、県において保有するストーブ・スポットクーラーの提供や、国や協定締結レンタル業者からの機器調達を行う。

○空調や冷暖房器具が確保できないときは、冬季においては防寒着やカイロ等を確保して寒さ対応し、夏季においては環境が整った施設への移動を早急に進めて室温が高くなりすぎないように管理する。

<応急対応期>

○より快適な室内温度となるよう、冷暖房機器を協定締結レンタル業者や国のプッシュ型支援等により調達して増設する。

○床面について、畳・マット・カーペット等協定事業者や業界団体に手配して設置し、より快適な環境となるよう配慮する。

建築物環境衛生管理基準（厚生労働省）

2 空気環境の調整

(1) 空気調和設備を設けている場合の空気環境の基準

建築物衛生法において、空気調和設備とは、「エア・フィルター、電気集じん機等を用いて外から取り入れた空気等を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。）することができる機器及び附属設備の総体」をいいます。すなわち、浄化、温度、湿度、流量の調節の4つの機能を備えた設備のことをいいます。

空気調和設備を設けている場合は、居室において、下表の基準におおむね適合するように、空気を浄化し、その温度、湿度又は流量を調節して供給する必要があります。(略)

エ 温度

(1) 18℃以上28℃以下

(2) 居室における温度を外気の温度より低くする場合は、その差を著しくしないこと。

(3) トイレ

【基準目標】避難者数に応じ十分な数のトイレを配置（発災当初50人当たり1基、長期化時20人当たり1基）

<初動期>

○使用可能な施設トイレの個室と災害用トイレを合わせて、災害発生当初は避難者50人当たり1基、その

後避難が長期化する場合には20人当たり1基を確保する。

参考：市町村・県の簡易トイレ数（令和6年度時点）

- ・市町村 連携備蓄における折畳式簡易トイレ（バック式セット）整備目標
本体(50人に1セット)568セット（被害想定最大下水道支障28,400人分）
収集袋及び凝固剤(1人×5セット/日) 142,000袋（28,400人の1日分）
- ・県 災害用仮設トイレ（1基当たり5,500回相当）48基（26万4,000回、28,400人の9日分）

○上下水道が利用できない場合は、市町村備蓄の簡易トイレ及び県備蓄の組立式仮設トイレ等の設置により一旦対応し、その後県が協定事業者から仮設トイレをレンタル確保して対応する。

○施設のトイレで不足する場合、マンホールトイレ（使用できる施設に限る）や県保有のトイレカーを配備するほか、県が協定事業者等から簡易トイレ及びレンタル仮設トイレを確保する（可能な限り洋式トイレを配備、数量が不足し和式トイレを調達する場合は洋式アタッチメントを合わせて調達・配備）

○簡易トイレの収集袋及び凝固剤については、避難所への避難者に限らず、トイレに支障ある在宅被災者についても避難所での配布等により支給する。

○屋外に設置する仮設トイレは、夜間の利用も考慮し照明等の防犯対策を行う。

【基準目標】女性用3：男性用1の比率で配置

＜初動期＞

○増設トイレは男女別に設置し、男性に比べて女性の方が混みやすいことを考慮し、既存の使用可能トイレも合わせて女性用3：男性用1の比率となるように配置する。

【基準目標】水洗トイレ環境を確保

＜応急対応期＞

○上下水道復旧まで時間を要する場合、近隣の水洗トイレが使える施設の利用調整や県保有トイレカーの配備のほか、トイレカーやトイレコンテナの国・県外自治体・保有事業者等から調達し、水洗トイレが利用できる環境を整備する。

○災害時要配慮者の人数やニーズに合わせてバリアフリートイレ等を確保する。

避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン（内閣府）

II. トイレの確保・管理に関する基本的な考え方

3 トイレの個数

市町村は、スフィア基準に沿って

- ・災害発生当初は、避難者50人当たり1基
- ・その後、避難が長期化する場合には、20人当たり1基
- ・女性用と男性用トイレの比率 3：1
- ・トイレの平均的な使用回数は、1日5回

として、備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成すること。

トイレの個数については、施設のトイレの個室（洋式便器で携帯トイレを使用）と災害用トイレを合わせた数として算出する。

また、バリアフリートイレは、上記の個数に含めず、避難者の人数やニーズに合わせて確保することが望ましい。

避難所におけるトイレの個数については、避難者の状況や被害の程度等により必要となる個数が異なる。各避難所では、トイレの待ち時間に留意し、避難者数（男女毎も含む）に見合ったトイレの個数と処理・貯留能力を確保することが重要である。

（4）食事

【基準目標】1人1日当たり2,100 kcal 以上の食事を供給

＜初動期＞

○発災直後（発災1日程度）の応急対応として、生命維持のエネルギー確保を優先し、備蓄食料（アルファ化米・乾パン等）の供給を行う。

（参考）備蓄食糧のエネルギー量

アルファ化米1セット(150g)582kcal、乾パン1缶（100g）393kcal

⇒アルファ化米3セット+乾パン2缶で約2,300kcal

○避難所の食事は災害救助法の適用を前提に、原則として発災2日目以降は県が一括して調達供給する。この際、避難所の状況（年齢層、混雑、配布状況など）について確認し、市町村の意見を踏まえて対応する。

○弁当の調達供給体制が整備できるまでは、多数の避難者への十分な数量の配給を優先して、おにぎり・カップ麺・パン等大量一括に確保可能な調達食糧を中心に協定事業者や国等から調達する。

（参考）調達食糧のエネルギー量

カップ麺1個420kcal、おにぎり1個180kcal、ケーキドーナツ1セット（4個）800kcal、

総菜パン1個400kcal ⇒おにぎり3個+カップ麺3個+ケーキドーナツセットで約2,300kcal

○物流の状況により市場の物資が不足する場合は、避難所への避難者に限らず、在宅被災者についても避難所での配布等により支給する。

○アレルギーのある者、咀嚼機能低下者、疾病上の食事制限者など特別な食事が必要な者を確認し、対応食の調達・供給に配慮する。

【基準目標】健康に配慮し栄養状態の向上を図る

＜応急対応期＞

- 保健師や栄養士等の健康・栄養に関する専門家に提供食料の内容について情報提供し、アドバイスを受けて計画的に栄養状態の向上を図る。
- 飲食店等地域の食料供給体制が回復し、十分な供給ができるようになった段階で順次地元事業者からの弁当等の調達に切り替える。この際、乳酸飲料・野菜ジュース等の副食の提供により避難者の健康維持を図る。
- 長期の避難生活での避難者のメンタルケアに配慮して適宜温食提供を行うこととし、電子レンジを調達・配置する他、キッチンカーの手配、自衛隊への炊き出し依頼、ボランティアによる炊き出しの受入調整等を行う。
- 避難者の自立を図るため、避難者自らによる調理を促すと共に、既存設備を含め調理ができる場所を確保し、県や事業者が保有する調理設備を調達する。

避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）（内閣府）

II 避難所の運営（発災後）

（3）よりよい環境

8. 食料・物資管理

ポイント：プッシュ型から要請型へ～物資の確保は重要業務

発災直後においてはプッシュ型での物資配送、応急期以降は避難所からの要請や避難者ニーズに応じて、物資配送を行いましょう。要請がない場合は、ニーズ把握・発信の手段を別途設ける必要があります。避難所から物資を要請する際には、女性、子育て世代、介護をしている人、障害者や持病をもつ当事者などの意見を取り入れるよう工夫しましょう。併せて、在宅避難者への提供方法も検討しましょう。

飲料水の確保が済んだら、生活用水（飲料水以外に生活に必要な水）の確保についても検討しましょう。トイレの水、清掃用の水、体を拭くための水、洗濯用の水など、飲料水以外にも生活には水が必要です。生活用水は要請物資に頼るのではなく、地域で確保することを目指しましょう。

また、温かい食事の提供や栄養管理も考慮する必要があります。一般的に災害時の炊き出しは食品衛生法の営業許可の対象外であり、地域やボランティアによる炊き出しや飲食業協同組合による調理人の派遣、企業による弁当の提供やキッチンカーの派遣について協定を結んでおく等、セントラルキッチン方式を含め、具体的な方法を事前に準備しておくことが重要です。（参考資料1～3参照）支援物資が全員に行きわたる量でない場合の配布の優先度合いの設定を事前から検討しておきましょう（子ども、高齢者、障害者、女性等）。提供メニューについては、農林水産省や学会、大学等の推奨メニューや、スフィア基準・厚生労働省のエネルギー摂取目安を参考にしましょう。

（5）入浴

【基準目標】入浴できる環境を確保（シャワールーム等入浴施設設備は1箇所あたり50人）

＜初動期＞

- 断水等による水の供給が困難な時期においては、飲料水や生活用水等の確保を優先し、入浴環境が整うまでの間、タオル、ウェットティッシュ等を配布し体を清浄可能な環境を確保する。また、県保有の水循環型シャワーカーなど、水供給が不要な入浴設備を広域調整を含めて確保し避難所に配備する。
- 県は市町村等避難所運営者と連携の上、必要に応じて自衛隊に入浴支援を要請する。

＜応急対応期＞

- 給水等の環境が整い次第、公衆浴場等と調整し、在宅の被災者を含め避難者の公衆浴場等での無料入浴サービスを提供し、必要に応じ入浴施設の輸送を確保する。
- 公衆浴場等での入浴サービスや仮設浴場の設置が難しい場合、県はレンタル事業者や国等に対しシャワールーム等の配置を要請し避難所に確保する。この際、安全でプライバシーと尊厳を保つ形の男女別の入浴施設を提供するため、利用者（特に女性、障がい者）と相談しながら設置場所と安全対策について決定するものとし、1基あたり避難者50人で計算して必要数量を確保する。

避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）（内閣府）

II 避難所の運営（発災後）

（3）よりよい環境

1.4 入浴

ポイント：入浴は体を清潔にし、ストレス解消にも効果あり

仮設風呂等については、手すりがないものや、滑りやすい等の制約もあり、脆弱性の高い高齢者等には適さない物もあるため、入浴支援者の確保が必要になります。高齢者施設、旅館・ホテルなどの入浴施設の活用や、施設までの輸送手段（バス）等の確保も検討しましょう。スフィア基準においては、入浴施設を50人に1つとすることが示されており、避難所開設時から仮設浴場等を設置して入浴環境を確保しましょう。（参考資料4参照）

(6) ペットへの対応

【基準目標】 ペットの同行避難・同伴避難できる環境を確保

<初動期>

○施設の状況や運営体制など特別な事情がある場合を除き、原則としてペットの同行避難*を受け入れる。

*同行避難：居住スペースには入れず、ケージに入れる・リードにつなぐ等して専用スペース（雨風が防げる場所）で受入

○盲導犬・介助犬・聴導犬は同伴避難を受け入れ、必要に応じて同伴避難*できる居室を確保する。

*同伴避難：避難者とペットが同一スペースで避難

○ペットと車中避難した者について、必要な環境確保を行う。（駐車スペースの提供、エコノミークラス症候群対策グッズの配布など）

<応急対応期>

○避難所の再編等により、ペット同伴避難が可能な専用避難所を開設する。

○県は関係機関・関係団体との協力のもと、同行避難が困難なペットを収容する施設を開設する。

避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）（内閣府）

II 避難所の運営（発災後）

（3）よりよい環境

18. ペットへの対応

ポイント：ペット同伴避難のルールづくりを検討

ペットを飼っている人もそうでない人も、動物好きの人もそうでない人も、共生できる環境に配慮しましょう。

ペットは飼い主にとってはとても大切な存在ですが、動物が苦手な人や動物に対してアレルギーを持っている人も共同生活を送る避難所では、ペットの鳴き声や毛の飛散、臭い等への配慮が必要です。避難所のペット対策については、避難所ごとの避難スペースや施設ごとの事情等を踏まえ、事前にペット同伴避難のルール（同居可、同居はできないが飼育スペースあり、動物を連れての避難は不可等の別）を決めておくことが重要です。同伴避難可（同居可能または飼育スペースあり）の避難所については、飼い主が責任をもって避難所でペットを飼育するための居場所の確保や、ケージ等を用意する等、具体的な対応を検討しましょう。また、避難スペース等の状況からペットの居場所が確保できない場合は、ペット同行避難者の受入れができる避難所やペットの預け先を紹介できるように各避難所から到達可能な範囲の施設に関する情報を整理しておきましょう。